

## 教育委員会定例会（令和3年3月）会議録

1 日 時	令和3年3月24日（水）17:00～18:10
2 場 所	新居浜市庁舎5階 53会議室
3 出 席 者	教 育 長 高橋 良光 委 員 本田 郁代 近藤 智佳 尾藤 一彦 大橋 勝英 事務局長 加藤 京子 推 進 監 中上 郁夫 総括次長 桑原 一郎 次 長 矢野 雅士 高橋 利光 井上 毅
4 記録者氏名	社会教育課 近藤 岳詩
5 会議の概要	<その他> ・今後の学校の在り方に関する検討委員会の答申について ・新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  <議案> 議案第15号 審査請求について 議案第16号 新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について 議案第17号 新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定について

高橋教育長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、大橋委員さんと本田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それではその他、「今後の学校の在り方に関する検討委員会の答申について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見等はございませんか。</p> <p>市全体の公共施設の再配置計画で、公共施設を30%削減するという大きな方向が、市としてあるという理解でよろしいですか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>はい。市全体としての公共施設を見た場合、3割削減という方向が示されております。</p>
高橋教育長	<p>それと同時に、実際教育を進めていく上で、クラス替えが無い状況が生まれていたり免許外の教科を担当しなければならない、部活動の指導ができなかったりする状況が多々あるということですね。そこで、適正化はどのような基準で行われるものか、ということをご議論してきたということですね。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>はい、その通りでございます。</p>
尾藤委員	<p>統廃合の考え方として、他施設との複合化とは具体的にどのような形なのでしょうか。また、小中一貫教育になれば、児童生徒数が少なくなってもそのまま維持するというのはどういう考え方なのでしょうか。問題として何も変わっていないように思うので、お聞かせいただければと思います。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>複合化につきましては、校区内には、小中学校以外に公民館や保育園等の施設があります。建替え時期も関係してきますので、例えばではご</p>

	<p>ざいますが、学校施設と公民館を同じ施設にする、または保育園と小学校を一体化するというようなことを、施設の改修が発生した際に併せて行うことによって、小学校と保育園や地域の方々との交流ができるというプラス面が発生することから、複合施設を検討するというところでございます。</p> <p>小中一貫教育につきましては、尾藤委員さんがおっしゃられるとおり、そのままの建物ですので統廃合にはなっておりません。しかし、例えば、大生院の場合で言いますと、小学校・中学校が一体的になることで、広い意味での小中連携した中で、発展した状況で学校がより良い方向に向かっていくということが考えられます。</p>
尾藤委員	<p>規模適正化については、クラス替えが無い、人数がこれ以上増えないといったことが原因であるのに、小学校・中学校を一体化するという、結果としてその原因解消が見込まれないようなことが対策につながるのでしょうか。</p>
高橋教育長	<p>人数で言えば、その問題は解決できないのですが、例えば義務教育学校という形で、大生院学園という9年の学校制度を設けるとします。その際、校長は1人、副校長が2人とし、1年生から5年生くらいで一つのくくり、6年生から9年生までで一つのくくりとするなど、今までの小学校・中学校ではできなかったような弾力的な学年の配置が可能となったり、中学校の先生に兼務発令をすることにより、例えば数学の先生が算数を指導し、小学校の先生が時間的なゆとりを生み出したりすることも可能になります。</p> <p>専門性のあるところで小学校の指導ができたり、小学校・中学校が9年まで交流することで、9年生が1年生のお世話をしたり、学校行事を一緒に取り組んだりすることが可能になります。そういった取組みの中で、今までなかなか伸びなかった子どもたちの良さが伸びていくというようなことがあり、義務教育学校が全国的に広がっております。別々の小学校・中学校では生み出せなかった部分が相乗効果で、人数的には変わらないが、学校の機能性や教育の効果は高まっていく形が生まれる要素があるということです。ですので、規模で補えない部分を新たな付加価値でカバーしていくという形です。大生院は2校がすぐ隣に並んでいるので、一つ特別な対策を取ることで、今までにない教育活動ができるのではないかと思います。まして、大生院の子どもが中萩に行くとなれば、スクールバスか何かを使用することになるろうかと思いますので、こ</p>

井上次長兼学校教育課長	<p>これは一つの提案でございます。</p> <p>これが決定ということではなく、こういった考え方もあるということですよ。</p>
高橋教育長	<p>はい。そのとおりでございます。</p> <p>これが、川西地区で、金子・金栄・新居浜・宮西ひっくるめて統廃合を考えるとということもまた別の視点として示されているわけですね。今は新居浜小学校だけが単級になっているので、新居浜を宮西とくっつけるという話も1つあるでしょう。しかし、そうではなく川西地区全体を再編するという視点も必要というような意見も出されていたということでございます。</p>
近藤委員	<p>尾藤委員さんがおっしゃるとおり、人数的には何ら変わりはありませんが、結果として今までにない新たな付加価値を生み出し、逆手にとって結びつきを強くするということができればと思います。年少者の世話をするというような行動は、人が大きく伸びていく要素になるように思われます。</p> <p>例えば、大生院小学校や船木中学校は建物の耐用年数も長いので、30%建物を削減するというに際しても、建物を上手く有効利用して小中一貫教育に取り組むということも一つの手かなと思いました。</p> <p>先ほど教育長さんがおっしゃられたような特色のある小中一貫校になったときに、大人数の学校の保護者さんが、例えばそういう学校でお子さんを学ばせたいというような思いから、越境希望が出てくるかもしれない可能性があるのかなと思います。もう既に議論で出ているかもしれませんが、西条市の例で言いますと、西条市に移住してくる方の多くが少人数の学校で子どもたちを学ばせたいということで西条市を選ぶといった話を聞きました。もしかしたらそういう特色があると、移住者や市内の中でも子どもの人数が多いところでは馴染み難いようなお子さんが行きやすくなるということで、越境希望が今後出てくるかもしれません。その場合、どこまで越境を許すのかということを考える必要があるかと思います。</p>
高橋教育長	<p>これは制度としては小規模特認校という形になりますかね。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>そうですね。</p>

高橋教育長	<p>それも検討の一つの選択肢ですよ。</p> <p>他と違う教育課程を敷くのも魅力化の一つであるかと思います。</p> <p>本田委員さんは何かございますか。</p>
本田委員	<p>19ページの図の今後の見通しの部分ですが、今回は答申で、来年度には基本方針が出るということになっております。今回かなり詳しい答申が出ておりますが、基本方針はどのようなイメージになるのでしょうか。また、5年後が計画策定ということで、人数が少なくなったところから徐々に個々に計画を立てていくのか、直近の流れについてお聞かせいただければと思います。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>基本方針につきましては、答申を基に政策会議等におきまして、示されたものを一つずつ選定していくということで、大筋はここに書かれた答申について、それによれば方針として示します。本日、教育委員さんにご指摘いただいた問題もありますので、方針の中では全体の考え方を決定していくということでございます。</p> <p>個別の計画につきましては、それぞれの地域や校区の事情がありますので、実際どこから開始するのかを方針の中で決定できるのであれば、優先順位を考えるなどして個別にお話を進めていくことで具体的な計画策定になっていくと思います。</p>
高橋教育長	<p>答申を受ければ、次は行政として答申を段階的に具体化するということですね。令和3年度には、庁内でこういう方向で行くというそこを目指していくという捉えでいいですよ。それが通れば時間を掛けてもう少し具体的な計画になりますね。今はぼんやりという感じですので、実際にそれぞれの学校の状況や変化を詰めていかないとなかなか具体的にしていくのは難しいと思われま。</p> <p>小学校は地域の一つの文化ですので、何度も説明を繰り返し、大多数の方から理解を得られないと難しいかと思ひます。皆さん学校への愛着をお持ちでしょうから、そういった基本計画を作っていないとなかなか実行は難しいかなと思ひます。</p> <p>大橋委員さんは何かございますか。</p>
大橋委員	<p>実際、統合に持っていくとなれば非常に難しいと思ひます。小中一貫校にまとめるのは、船木校区で見ると船木小学校と船木中学校がとても</p>

高橋教育長	<p>近いのでいい話かもしれませんが、中学校を角野中学校で統合すると言うとかなり難しいでしょうね。</p> <p>もしかしたら、吸収されて船木が取られたというような感覚になるかもしれませんがね。</p> <p>おっしゃられたことも1つの方法かもしれませんがね。</p>
大橋委員	<p>船木は校区全体で、小学校も中学校も一体化しており、一緒に育っているエリアです。そんな中、統合ということですぐいぶん遠いところへ足を運ばなければならないとなると、考え方としては1つあるかもしれませんが、実際は難しいように思います。</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから行政が考えていかなければならないと思います。</p> <p>その他、御質問や御意見はございますか。</p> <p>ごゆっくりと見ていただいて、何かありましたら学校教育課へご連絡いただければと思います。</p> <p>次に、「新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p>
高橋教育長	<p>県の条例が変更となるので、市の規則も変更するような事務手続きが必要であるという認識でよろしいでしょうか。また、内容について付け加えての説明はありますでしょうか。</p>
矢野次長	<p>はい。認識としてはそういったもので構いません。</p> <p>中身については、分かりにくいのですが、簡単に御説明すると、繁忙期において通常7時間45分の勤務時間を、例えば8時間45分にし、1時間延長します。その1時間を積み重ねたものを長期休業中等に週休日というか、休みの日を指定するというような形で取りませんかという働き方改革の選択肢の一つとして国が提案をされたので、それに則って県や市が環境を整えましょうというような条例改正及び規則改正になっております。</p>

<p>高橋教育長</p>	<p>ただ、条件が厳しく、月の超過勤務時間が45時間以内の方でないと対象になりません。そもそも超過勤務が多い人はこれを実施しても意味がありませんので、できませんねということです。通常、平均超過勤務が小学校で60時間、70時間程度ですので、そういった方々は対象外になります。基本的に超過勤務が少ない先生方が対象となりますので、業務改善になるかと言うと業務改善にはなりません。これは国も言っておりまして、働き方改革の選択肢の一つとする意味合いの制度でございます。</p> <p>教員の職務は年中忙しいのですが、入学時や成績処理の時期には特に仕事量が膨大で超過勤務が多いということで、こういった説明になります。</p> <p>何か御質問等ございますか。</p> <p>先ほど井上次長が言ったように県の動きを見て、専決処分させていただき、4月2日の定例会で御報告を申し上げるということです。この件については御質問御意見ございましたら、御連絡ください。</p> <p>これより議案審議に入ります。本日の議案は第15号から第18号の4議案でございます。なお、第18号については、既に議決をいただいております。</p> <p>それでは、議案第15号「審査請求について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長兼社会教育課長</p>	<p>社会教育課の高橋でございます。</p> <p>議案第15号「審査請求について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の2ページから3ページまで、及び参考資料の審理員担当職員意見書と口頭意見陳述聴取結果記録書をお目通しください。</p> <p>本議案は、新居浜市情報公開条例に基づく、教育委員会による公文書の公開決定に不服がある人が提出した審査請求について、今後の教育委員会の方針を決定して頂くために提出いたしました。</p> <p>本件の概要は、参考資料・審理担当職員意見書の1ページに記載しております。</p> <p>教科書採択手続の中で、学校で使用されていた「私の評価表」という書式につきましては、現在は使用しないようになっております。これを手続からなくすことを決定するまでの過程が分かる公文書の公開請求に</p>

対し、不存在であることから非公開とした教育委員会の決定について、行政不服審査法に基づき審査請求が提出されました。同法に基づき、弁明書・反論書の提出、口頭意見陳述の実施など、諸手続が進行いたしました。今回、審理担当職員意見書が提出されましたことから、新居浜市情報公開条例第20条第1項の規定に基づき、新居浜市情報公開審査会に諮問することにつきまして、決定を賜りたいと考えております。

なお、平成30年7月開催の教育委員会定例会において、この方針は一度、議案第45号としてご承認をいただきましたが、審査請求人から同法に基づく口頭意見陳述を実施して欲しいとの申出があり、その後、非公開の決定をいたしました担当課と審査請求人それぞれの意見・主張を聴取いたしましたことから、それらの結果報告に基づき、新たに方針決定を賜りたいと存じます。

当該結果報告につきましては、参考資料の1ページから4ページの「審理担当職員意見書」に整理いたしております。

審査請求人の主な主張は、「私の評価表」は、適正な教科書採択手続に必要なものであり、これを手続からなくすことを決定するまでの過程は、公文書管理法等に基づき明らかにされなければならない、とのことでございます。

これに対し、処分庁において非公開の決定をした担当課の主な主張は、「私の評価表」は実際の採択時の資料となる「学校の評価表」を作成するために活用するメモ書きとしての性質が強く、教科用図書採択委員会における資料としては「学校の評価表」が適当且つ内容的にも十分であり、各学校において柔軟に、創意工夫をもって「学校の評価表」を作成することができるよう、条例上の公文書ではない「私の評価表」は使用しなくてもよいこととしたとのことでございます。

また、「私の評価表」の取扱いにつきましては、教科書展示会の通知において記載・送付があったのみであり、変更後は、その通知から記載をせず、送付をしないこととしたというのが実態でありますことから、なくすことを決定するまでの過程が分かる公文書は不存在であり、非公開とした決定は妥当である、というものでございます。

審査請求人が主張の根拠といたします「公文書等の管理に関する法律」等につきまして「第3 理由」欄に解釈を記述しておりますが、法・ガイドラインは地方公共団体を直接拘束するものではなく、また、情報公開条例上、審査請求人が求める公文書が存在しない以上、同条例に基づき公開されなければならないとする主張には当てはまらないと思料いたしました。

	<p>ただし、教科用図書採択委員会の会議録を、以前のものより詳細なものに改善しているように、今後、議論の過程が分かる書類については、何らかの手法により、記録を残すことは肝要であることも併記いたしております。</p> <p>審理担当職員の意見の結論といたしましては、「第4 結論」に記載しておりますが、審査請求人が求める公文書はそもそも不存在であり、口頭意見陳述の場を設定いたしましたが、その事実は変わらず、不存在の公文書を公開することはできないことから、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきといたしております。</p> <p>条例第20条第1項の規定に基づき、この意見書の内容を基本といたしまして、審査請求の棄却を求めて情報公開審査会に諮問を行うことにつきまして、今回、決定を賜りたいと存じます。</p> <p>以上で、議案第15号 審査請求についての説明を終わります。 ご審議、宜しく願います。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明について、何か御質問や御意見はございませんか。</p> <p>事前に資料もお目通しいただいておりますが、御意見等ございませんか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
高橋教育長	<p>それでは議案第15号について、当該審査請求案件につき、新居浜市情報公開条例の規定に基づき、新居浜市情報公開審査会に諮問することについて、御承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。 よろしく願います。</p> <p>次に、議案第16号「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>社会教育課の高橋です。</p>

	<p>議案第16号「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の4ページ、及び議案第16号参考資料をお目通しください。</p> <p>令和4年度に開催が予定されております高校総体（インターハイ）において、本市はウエイトリフティング競技の会場となる予定となっております。</p> <p>全国大会を開催するには独自のノウハウが必要となりますが、大会を統括いたします愛媛県と調整を行いました結果、本市側の窓口となる教育委員会事務局スポーツ振興課内に高校総体専門の係を新設し、競技の準備・実施体制を整え、円滑な競技運営を図る必要がございますことから、本議案を提出いたしました。</p> <p>今回の改正の内容は、教育委員会事務局の組織を規定しております新居浜市教育委員会事務局処務規則第2条第2項を一部改正いたしまして、スポーツ振興課に高校総体を担当いたします「高校総体推進係」を新たに設置しようとするものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和3年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で、議案第16号 新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わります。</p> <p>ご審議、宜しく願いいたします。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見はございませんか。</p>
尾藤委員	<p>これは愛媛県の高校総体が開催して終わるまでのものなのか、それ以降もずっと存在するのか、どちらでしょうか。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>社会教育課の高橋です。</p> <p>将来的には、高校総体が終われば再度規則を改正して、高校総体推進係は削除される予定となっております。</p>
高橋教育長	<p>その他御質問はございますか。</p> <p>それでは、議案第16号について、御承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>桑原総括次長兼文化振興課長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第17号「新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>文化振興課の桑原です。議案書の5ページをお開きください。議案第17号「新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定について」御説明いたします。</p> <p>本案は、美術館の所管と総合文化施設を管理する指定管理者の所管を規程上明確にするため、提出するものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、別にお配りしております議案第17号参考資料をご覧くださいながら説明させていただきます。</p> <p>美術館及び総合文化施設は、現在、文化振興課が所管をしておりますが、現行の美術館処務規程では、第3条第1号で、新居浜市総合文化施設の管理運営に関するものを美術館の所管事務と規定をし、また、第5条第1項第2号で新居浜市総合文化施設の管理運営について、その指定管理者に対し必要な指導・助言を行うことを美術館長の職務と規定をしているため、美術館のみに総合文化施設を所管し、指定管理者を指導する役割があると誤解されやすい状況にございます。それを改善するため、美術館の処務規程中、総合文化施設に係る規定を削除し、引き続き、現在と同様に文化振興課が市民文化センターなど他の文化施設と同様に、総合文化施設を所管し、美術館と連携しながら管理運営について必要な指導・助言を行って参ります。</p> <p>なお、この規定は令和3年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で議案第17号の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。</p>
<p>高橋教育長</p> <p>本田委員</p>	<p>ただ今の説明について、何か御質問や御意見はございませんか。</p> <p>美術館と総合文化施設の管理は、いろいろと異なりますが、あかがねミュージアムとしての様々な事業が行われておりますが、市民の皆様にとってありがたい、いろいろな事業が行われていると思いますので、管</p>

<p>桑原総括次長兼文化振興課長</p>	<p>理が別になることによって事業に支障をきたさないようお願いしたいということと、且つ、より良いものが見出されて新たな事業が生み出されることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど御説明を申し上げましたが、美術館と総合文化施設は、事務室を共有しております。美術館と連携をして、本田委員がおっしゃられたよう支障なくより良いものを作り上げていきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>それでは、議案第17号について、御承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では承認とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>その他、連絡事項等ございますでしょうか。</p>
<p>高橋次長兼社会教育課長</p>	<p>成人式についてですが、先般、教育委員の皆様には電話連絡させていただきました。その後、市長にも説明を行い、御連絡しましたとおり、5月2日に2部制で開催いたします。なお、本日、新聞報道等もされております。</p> <p>教育委員の皆様にはご出席賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>開始時間は、午前が11時、午後が13時30分の予定で、式典自体は30分程度を予定しております。なお、新型コロナウイルスの関係で開催ができないという判断を行った場合、日程は未確定ではございますが、12月下旬、およそ25日から28日の間のいずれかの日に開催を予定しております。その日程での開催もできなかった場合には、中止といたします。新居浜市としては、ぎりぎりまで成人の皆様をお祝いするという気持ちで努力をいたしますが、コロナウイルスは見えないので、どうなるか不確定ではございます。まず5月2日に開催をするという予定です。なお、西条市や今治市も同日の予定でございます。</p> <p>日程につきましては、新成人の方や新成人の保護者の皆様等に対し、</p>

高橋教育長

ホームページを活用したアンケートを実施、SNS等を使った周知を行った結果、555ポイントの回答をいただきました。同一の方が複数にわたって回答している可能性もございますので、回答数イコール回答していただいた人数とは言えませんが、555の回答がございました。その中で半数以上が大型連休での開催を希望されておりました。さらに、着物や理美容等関係者は4分の3の方が大型連休での開催を希望されており、これらの結果から大型連休での開催を希望する声が多いことが分かりました。

また、一都三県の緊急事態宣言が解除されたことで、都心部に住んでいる新成人の方が参加できないという状況が現段階では回避されたということもありましたので、この時期に開催を決定させていただいた次第でございます。

以上で成人式についての説明を終わります。

ありがとうございました。

その他、連絡事項等ございますか。

それでは、令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名